

会 務 月 報

第426号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成30年7月常任理事会議事録

1. 日 時 平成30年7月11日（水）
13:30～14:30
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名
4. 出席者の氏名
会 長 佐々木宏幸
副 会 長 伊藤光洋、岩本茂美、児玉耕二、堂田重明、
戸田和孝、新沼義雄
専務理事 居谷献弥
常任理事 植村吉延、庄司雅美、白井 勇、西川英治、
濱本泰久、南 孝雄
事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、吉田茂
調査役
5. 議 長
佐々木宏幸会長より議長について諮り、岩本茂美副会長を
議長に選任した。
6. 議事録署名人
佐々木宏幸会長、岩本茂美副会長
7. 協議事項
 - (1) 副会長、常任理事、理事の職務等について
事務局より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。
副会長の順序については、会長に事故があったとき等に
備え準備するものであり、改選前の役職及び役員経験年数

などを考慮した。また、定款施行細則第7条による理事の
分担及び第23条による委員会の正副委員長については、
日事連及び単位会での経験等を考慮した。いずれも会長に
相談し案を作成した。なお、岩本茂美副会長は日本建築士
事務所政経研究会の会長を務めるため、委員会は担当しな
い。

協議の結果、資料1の原案を了承し、7月通常理事会に提
案することを決めた。

- (2) 平成30・31年度常置委員会及び特別委員会の設置並
びに正副委員長及び委員等について

事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。
常置委員会は、各ブロックから推薦された委員6名及び正
副委員長で構成するが、副会長5名が資料3のとおり各委員
会を担当する。特別委員会のうち、日事連建築賞選考委員会
及び全国大会実行特別委員会は、選考及び企画等を行ってい
る最中のため委員は継続とする。なお、基本問題検討特別委
員会、法制度対応特別委員会、災害対策特別委員会及び景観・
まちづくり特別委員会の委員は調整中のため、具体的な委員
については通常理事会に提出する。

協議の結果、資料2の原案に特別委員会の委員名簿を追加
して、7月通常理事会に提案することを決めた。

- (3) 平成30・31年度専門委員会及びワーキンググループ
の設置等について

事務局より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。
従来の専門委員会及びワーキンググループに加え、今般、
BIMワーキンググループを新設したい。

なお、具体的な委員については調整中のため、通常理事会
で提出する。

佐々木宏幸会長より、告示第15号の改正が年度内に終了
するので、業務報酬基準ワーキンググループを強化し、新し
い業務報酬基準の広報に努めたいとの発言がなされた。

協議の結果、BIMワーキンググループの設置を了承し、
委員名簿を7月通常理事会に提出することを決めた。

- (4) 相談役等の委嘱について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

定款第33条及び定款施行細則第9条により、名誉会長1名及び相談役3名の委嘱を提案するものである。

平成24年7月11日の常任理事会決定の名誉会長推薦基準では、会長就任期間2期4年以上で直近の会長退任者としていたため、今般推薦基準に該当する者はいないが、佐々木会長の意向により名誉会長を継続の案としている。

協議の結果、資料4の原案を了承し、7月通常理事会に提案することを決めた。

(5) 平成30・31年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

通常理事会が年4回開催のため、事業実施の承認等が間に合わない場合に備え、あらかじめ常任理事会への委任事項を明確にするものである。なお、常任理事会が決定した委任事項は、理事会にその結果を報告し、承認を得なければならない。

協議の結果、資料5の原案を了承し、7月通常理事会に提案することを決めた。

(6) 年次功労者表彰について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年度年次功労者表彰候補者は、表彰規程に該当する日事連推薦5名及び単位会推薦38名である。表彰は10月5日開催の建築士事務所全国大会式典において行う予定である。

協議の結果、資料6の原案を了承し、7月通常理事会に提案することを決めた。

(7) 7月通常理事会の議題等について

事務局より、資料7によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり7月通常理事会開催通知とすることを決めた。

8. 報告事項

(1) 建築士資格制度の改善に関する共同提案について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士の高齢化の進展等により、建築士のリタイアや建築士事務所の廃業がより一層増加することが予想される一方で、将来を担う世代の建築士の確保が懸念される状況にある。将来を見据え、若手建築士の確保・育成が急務となっている。建築士試験の受験者が減少傾向にあるが、受験要件や資格獲得の見通しの不透明さ等がその要因と考えられるため、建築士を目指す若者に、より早期に、より見通しを持って建築士の資格を取得することができるよう、建築士資格制度の改善を図る必要がある。

6月5日に開催された自民党建築設計議員連盟（議連）の総会に建築士資格制度の改善に関する共同提案を提出したところ、議連内に勉強会を設け検討していくこととなった。1回目の勉強会は7月18日に開催予定。6月下旬以降、衆参の国土交通委員会委員に対し、単位会及び建築三会の会長等で提案内容の説明に回っているところである。公明党幹部からは、党内に議員懇談会等の枠組みを設けて進めたいとの発言があった。

新沼義雄副会長より、議員への説明は野党所属議員も対象かとの質問がなされ、居谷専務理事より、国土交通委員会の委員であれば与野党問わず対象となるとの回答がなされた。

また、西川英治常任理事より、何故閣法（内閣提案）ではなく議員立法なのかとの質問がなされ、居谷専務理事より、閣法では、国会で出せる法案数に限りがある、内容的に例がない、省庁間の調整が必要になる、審議に時間がかかる等が挙げられるが、議員立法で委員長提案とすれば、委員会での審議を省略でき、早期の法改正が期待できるとの回答がなされた。

(2) 告示第15号改正の検討状況について

佐々木宏幸会長及び居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

2月から4月にかけて行われた実態調査を踏まえ、5月から6月にかけて検討委員会が開催され、実態調査の分析プロセス、経費率、業務量の比率、略算表、難易度の考え方及び

複合建築物の考え方について検討が行われた。直接人件費に対する直接経費及び間接経費の割合は、現行の1.0から1.1を標準とする倍数を乗じると改められる。意図伝達の業務比率については、意見を出していく。戸建住宅の略算表では、調査の結果有為な線が得られなかったもので、現行の基準のままである。また、複合化係数については、アンケートの取り方に問題があったかもしれないので再考してもらおう。8月下旬には中央建築士審査会で告示改正案の審議がなされ、10月にパブリックコメントの実施、年内には告示・技術的助言の公布・発出がなされる予定である。

(3) (有) 日事連サービスの役員について

事務局より資料10によって、6月29日の(有)日事連サービスの定時株主総会で選任された平成30・31年度の役員の報告がなされた。

(4) 主な会議日程について

事務局より、資料11によって平成30年度の会議日程について説明がなされた。

(5) 会員・構成員異動報告

平成30年6月の会員及び構成員数等について、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料12のとおり。

6月30日現在 正会員46団体、構成員14,770
事務所、賛助会員6社

(6) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料13により報告がなされた。

(7) 経過報告について、事務局より資料14によって報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成30・31年度副会長、常任理事、理事の職務等について (案)

資料2：平成30・31年度常置委員会及び特別委員会の設置並びに正副委員長及び委員等について (案)

資料3：平成30・31年度専門委員会及びワーキンググループの設置等について

資料4：平成30・31年度名誉会長及び相談役等の委嘱について

資料5：平成30・31年度理事会より常任理事会に委任する事項

資料6：平成30年度年次功労者表彰について

資料7：平成30年7月通常理事会開催通知

資料8-1：一級建築士ストックの年齢構成 (推計)

資料8-2：建築士資格制度の改善に関する共同提案

資料8-3：「建築士資格制度の改善に関する共同提案」の地元選出国会議員への要望依頼文書案

資料8-4：国土交通委員会委員等訪問リスト

資料9：業務報酬基準 (告示15号) の改正に係るこれまでの検討の取りまとめ (案) 他

資料10：(有) 日事連サービスの役員について

資料11：平成30年度会議日程 (予定)

資料12：会員・構成員異動報告等

資料13：後援・協賛名義使用の件

資料14：経過報告

■第27回構造技術専門委員会議事概要

日 時 平成30年8月7日 (火) 14:00～16:30

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 西 邦弘

副委員長 鈴木正英

委 員 仲山雅一、佐藤博昭、山浦晋弘

オブザーバー 臼井勝之

事務局 千浜、岡本、吉田

欠席者 徳竹忠義、森田高市

【配付資料】

第27回 構造技術専門委員会議事概要

構造技術専門委員会委員名簿

第26回 構造技術専門委員会議事概要 (案)

資料1-1 「建築基準法の一部を改正する法律」の概要

資料1-2 建築物の既設の塀 (ブロック塀や組積造の塀) の

安全点検について

資料1-3 大阪北部地震被害調査速報会 抜粋資料

資料2-1 木造軸組構法住宅の構造計画講習会

資料2-2-1 建物図面

資料2-2-2 壁配置バランスの検討方法(案)

資料2-2-3 木造4号 準耐力壁の評価

資料2-2-4 電算データ

議 事

議題1. 構造技術に関する諸状況について

【建築基準法の一部を改正する法律について】

○資料1-1により、事務局より、建築基準法の一部を改正する法律が、平成30年6月27日に公布された旨、説明された。主な内容は以下の通り。

- ・建築物・市街地の安全性の確保【1年以内に施行】
- ・戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化【1年以内に施行】
- ・大規模な建築物等に係る制限の合理化【1年以内に施行】
- ・木造建築物等に係る制限の合理化【1年以内に施行】
- ・その他

【建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検について】

○資料1-2により、事務局より、大阪北部地震のブロック塀倒壊を受けて、国土交通省よりブロック塀の安全点検チェックポイントが示された旨、説明された。主な内容は以下の通り。

- ・特定行政庁に対し、所有者に向けて安全点検を行うことや、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となることを、注意喚起するように要請。
- ・関係業界に対し、所有者等からの相談に協力するようにとの依頼が国土交通省からなされた。

○以下のような質疑応答、意見が出された。

- ・東京会ではこの件についての何か動きはあるか。
- 東京会では問い合わせ・診断・相談等、具体的には支部単位で対応している。対応については区、支部によって温度差がある。

- ・相談料・診断料等の料金の設定は支部単位で行っているのか。

→ボランティアで見に行っているものと、区の塀など区に関係するものについては、業務として発注してもらっているものもある。

- ・大阪会では、2週間で電話の問い合わせだけで200件。現地に派遣する場合は有料である旨を所有者に伝え、派遣者の判断で5千円程度の料金をいただくことも可能としている。危険が及ぶ隣地住民からの連絡が多いため、近隣問題に巻き込まれないかという問題や、相談業務範囲外の鉄筋探査をしない理由を問われるなどの対応に苦慮するケースも発生している。探知器にて鉄筋を確認できたとしても、モルタルの充填状況や鉄筋自体の径まで確認できないため、探査を行っても安全と判定できない問題もある。

- ・民間の工場等では、自主的にブロック塀を解体し、フェンスに変える事例が多く見受けられる。建築士が現地で調査を行っても、結局解体しないと判断できない。

- ・1.2m以下の基準法上特に規定のない塀についても、基礎の安全性が担保できていない状況を考えると倒れる可能性が高く、安易に安全と判断、確定できない。

- ・台東区から民間所有のものも含めて検査依頼がある。平成22年に一度塀について調査した際、1.2m以上のものが1,400箇所程度あった。全ての塀について再調査を行うのは費用等厳しいので、通学路に面する部分等、範囲を限定して調査を行っている。しかし、鉄筋や基礎等が不明な状態でいかにして対応していくか、現在課題として挙がっている。

- ・チェックリストをクリアしていても、専門家としては安全とは言えないことに加え、高さの起算点をどこに設定するかなど対応が難しい。

- ・建築士は安全と宣言できないため、安全とは言わないように周知している。また、各々チェックリストを作成するなど、独自に対応を行っている。

- ・定期報告時に塀等の検査は行っていないのか。

→項目はあるが、実際に検査しているかは不明である。

【大阪北部地震被害調査速報会について】

○資料1-3により、西委員長より、建築学会近畿支部により開

催された大阪北部地震被害調査連絡会の概要が説明された。主な内容は以下の通り。

- ・外装材の損壊、剥離やExp. Jの損傷・変形、ガラスの損壊等が多く見られた。
- ・元々の地盤状況や、地形の遍歴を総合して、住宅の詳細調査が行われた。
- ・設計時においても基準法を網羅するだけでなく、地形の遍歴等も考慮し設計した方がよいという印象を受けた。
- ・資料は8/30まで一般社団法人日本建築学会近畿支部ホームページにて全資料ダウンロード可能。

議題2. 構造技術についての基本知識の情報提供について

【木造軸組構法住宅の構造計画講習会の案内】

○資料2-1より、事務局より、前回の委員会で話のあった日本住宅・木材技術普及センターの講習会について、木造軸組構法住宅の構造計画講習会が開催される旨、案内された。木造軸組構法の住宅を対象として、壁量計算、N値計算をはじめとする基礎的な内容について解説される講習会である旨、説明された。

【会誌掲載の事例案について】

○資料2-2-1・2を臼井オブザーバーより、2-2-3・4を佐藤委員より、構造技術についての基本知識の情報提供として、東京会の木造耐震委員会にて作成した「会誌に掲載する事例(案)」について説明がなされた。計算には引き続きホームズ君「構造EX」を使用し、4分割法と偏心率の比較、準耐力壁の評価、床倍率について会誌原稿のたたき台案の説明及び、モデル事例における検証結果の説明がなされた。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・2-2-3の資料では通し柱となっていないが。
→2階プランの丘立ち柱の部分について、火打材に大きな負担がかかるが、それでも準耐力壁を用いることで耐力を満足できることを説明したいため、通し柱でなく、丘立ちのままとした。
- ・凡例としてXが横方向、Yが縦方向を示すことの表示をした方がわかりやすい。
- ・資料2-2-2はわかりやすいが、P1下部の「平面的・立面的に不整形な建物」という文言が構造関係者以外に伝わりづらい

のではない。

- ・偏心率で求めることと、4分割法で求めることの大きな違いは何かが分かりにくい。床面剛性も大事だが、下屋部分の耐力壁が2枚では少ないか。

- ・「品確法」が“住宅の品質確保の促進等に関する法律”であることの明示をした方がよい。

- ・資料2-2-1の準耐力壁の立面図について、開口部上下の腰壁・垂壁の部分も準耐力壁であることが認識しやすいようにした方がよい。

- ・資料2-2-3 P3の表の「×」はNGということか。

→なぜここを「×」にしているかわからない。「×」を「ア」等の符号とし、NGの理由と是正内容等の説明を追記した方がよいのではない。

- ・資料2-2-3 P3の「OKに是正した例」の表最上部に欄を追加し、耐震・耐風等級で種類分けを行い、2段目を等級のみの表示とすることで、表がわかりやすくなるのではない。

- ・今回の原稿の目的として次の事項があげられる。

- ①意匠系の設計者等に4分割法と偏心率の関係をわかってほしい。
- ②建築基準法による耐力壁の確保があれば性能表示基準の等級3は困難ではない。

- ・床面、吹抜、丘立ち、偏心率の見方等について、ポイント1、ポイント2、ポイント3などと解説すれば意匠関係者もわかりやすい。

- ・前文として、目的・ターゲットについて記述した方がよい。

『はじめに』の文案は西委員長が次回までに検討する。

- ・図面は意匠図(平面図・立面図・断面図)をメインとし、そこに壁倍率などを記し、4分割法と偏心率の考え方がポイント記号を入れて、『吹き出し』をつけて、どこか留意点を示しているかを示して、分かり易く説明文を付けること。

- ・また、構造図としては軸組図を記して、建築基準法上の耐力壁はこれだけで、性能表示基準の準耐力壁はこのような種類があり、ここではこれとこれを採用しているのでこのように耐力が増加していると説明をした方が分かり易い。

○以上の議論を踏まえ、次回までに原稿形式でたたき台案を作成

し、検討していくこととした。

◇次回委員会

平成30年11月15日（木）14:00～16:30

（日事連会議室）予定

■第2回日事連建築賞選考委員会議事概要

日 時 平成30年8月3日（金）15:00～17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 富永譲

委 員 網野禎昭、石堂威、作山康、陶器二三雄、
眞鍋純（代理：伊東真理子）、横須賀満夫

事務局 居谷専務理事、前田、三浦、安藤

議 事

（1）各賞の選考について

6月21日から8月3日にかけて行われた現地審査の結果を踏まえて協議・検討を行い、国土交通大臣賞1作品と日事連会長賞1作品を選定した。

更に協議を重ね、一般建築部門から3作品、小規模建築部門から3作品を優秀賞に選定し、その後優秀賞に準ずるものとして一般建築部門から5作品、小規模建築部門から5作品を奨励賞に選定した。

（2）次年度募集要項について

事務局から資料6により次年度募集要項の変更点について説明がなされ、意見交換を行った。

・建築作品説明書に添付する図面について

<経緯>

平成30年度は配置図と主要階平面図等の提出を求めているところ、断面図や矩計図等も含めてかなり多くの枚数を提出している場合があった。また、図面自体もカラーで添付している場合と白黒の場合があるため、提出図面の枚数等を規定し応募事務所で提出書類にあまり差がつかないよう配慮したい。新築以外の作品を応募する際に、改修前後が比較できる図面及び写真を別途添付する場合にも同様の事態が発生している。

<変更案>

平成31年度の募集要項では、配置図と主要階平面図等をA4サイズ白黒5枚以内で添付することとする。新築以外の場合も同様に、改修前後が比較できる図面及び写真をA4サイズ白黒5枚以内で添付することとする。

⇒上記の内容で、広報・渉外委員会にて協議することとした。

・パネル内に納める図面の種類について

<経緯>

例年、パネル内に設計意図・写真の他に、配置図及び主要階平面図を納めることとなっているが、アピールしたい図面を応募事務所に適宜選択して掲載できるよう、配置図の記載を削除し主要階平面図等としてはどうか。

<意見>

配置図がないと審査対象建築物と周辺環境の関係性がわからないため、配置図は必要不可欠である。

⇒これまで通り、パネル内に配置図及び主要階平面図を納めることとする。

・検査済証の提出について

<経緯>

昨年度、用途変更等の場合で確認申請を要しないため、検査済証が無い作品の応募について日事連事務局に問い合わせが多く寄せられた。そのため、平成30年度は検査済証が無い場合の応募について募集要項に明記したところ、検査済証が無い作品においても応募できると安易に考えている応募事務所があったため、検査済証がある作品の応募が前提であることを強調したい。

<変更案>

「検査済証の交付された建物を基本とするが、用途変更や増築・改築等で確認申請を要しない作品においては、検査済証が無い理由を明記の上、竣工日および延面積のわかる書類を別途添付すること。」とする。

⇒上記の内容で、広報・渉外委員会にて協議することとした。

- ・一般建築部門および小規模建築部門の区分けについて
＜経緯＞

日事連建築賞では、会員事務所が一般的に手がけている中小規模の建築作品を応募の対象としており、一般建築部門（延面積1,000㎡超10,000㎡以下の建築物）、小規模建築部門（延面積1,000㎡以下の建築物：戸建住宅を含む）としている。

独自の建築賞を実施している単位会では、10,000㎡超の建築物も応募の対象としている場合があるため、延面積の上限設定について検討したい。

＜意見＞

○他の賞では、日事連建築賞のように募集対象に延面積の上限を設けている場合はあまり見られないが、10,000㎡超の建築物は会員事務所が一般的に手がけている規模とは言えないため、このままで良いのではないか。

○小規模建築部門と一般建築部門の区分けにおいては、他の賞のように建築種別（住宅部門と一般建築部門など）で区分けすることも考えられる。

⇒当面、変更はしない方向とする。

- ・単位会からの第2次審査候補作品の応募数について

＜経緯＞

現在、会員数500事務所以下の単位会においては、一般建築部門および小規模建築部門それぞれ1点ずつ第2次審査候補作品とすることができる。そのため、どちらか1部門のみ複数応募があり、もう一方の部門に応募が無い場合は、単位会での第1次審査で1点に絞り第2次審査へ上げている。

＜検討すべき事項＞

第2次審査候補作品数を多くするため、第1次審査の段階でどちらか1部門に複数応募があり、もう一方の部門へ応募が無い（もしくは第2次審査の応募可能数

を満たしていない）場合には、複数応募がある部門から相応分の数を充填できるようにすることも考えられる。

⇒上記内容については、広報・渉外委員会にて協議することとした。

- ・その他意見

○他の賞を受賞している作品が日事連建築賞にも応募し、受賞しているケースが見受けられる。同じ作品に賞が重複しないよう、規制を設けることを検討してはどうか。

＜配布資料＞

資料1：第1回委員会（6月7日）の議事確認

資料2：現地審査の実施状況について

資料3：第1回選考委員会 - 全体得票数

資料4：日事連建築賞募集要項

資料5：審査講評の作成について

資料6：次年度募集要項について

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成30年

9月20日	災害対策特別委員会
27日	建賠保険等調査専門委員会
28日	BIMと情報環境WG
10月5日	青年話創会2018（東京開催） 建築士事務所全国大会（東京開催）大会式典等
11日	業務・技術委員会 教育・情報委員会

平成30年8月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成30年8月1日～8月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,775事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録			賠償責任保険	
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 1	1,020	4,406	23.2 %		265	26.0 %
青 森	- 1	180	953	18.9 %		41	22.8 %
岩 手		266	943	28.2 %		68	25.6 %
宮 城		349	2,016	17.3 %		74	21.2 %
秋 田		147	971	15.1 %		46	31.3 %
山 形		181	1,163	15.6 %	+ 1	56	30.9 %
福 島	+ 1	240	1,619	14.8 %		67	27.9 %
茨 城		496	2,010	24.7 %	- 1	158	31.9 %
栃 木		176	1,386	12.7 %		83	47.2 %
群 馬	+ 4	189	1,717	11.0 %		93	49.2 %
埼 玉	- 1	497	4,884	10.2 %		127	25.6 %
千 葉		390	3,456	11.3 %		113	29.0 %
東 京	- 7	1,583	15,207	10.4 %	+ 3	554	35.0 %
神奈川		776	6,135	12.6 %		201	25.9 %
新 潟	+ 1	312	2,308	13.5 %		135	43.3 %
長 野		418	2,150	19.4 %		115	27.5 %
山 梨		109	844	12.9 %		9	8.3 %
富 山	+ 1	310	1,234	25.1 %		59	19.0 %
石 川		307	1,301	23.6 %		56	18.2 %
福 井	- 1	223	970	23.0 %		53	23.8 %
静 岡	- 1	418	3,156	13.2 %	+ 1	129	30.9 %
愛 知	+ 2	559	5,118	10.9 %		137	24.5 %
三 重		182	1,181	15.4 %		62	34.1 %
滋 賀	+ 3	184	1,157	15.9 %		35	19.0 %
京 都		351	2,201	15.9 %	+ 2	98	27.9 %
大 阪	+ 4	796	6,478	12.3 %	- 1	207	26.0 %
兵 庫	- 3	409	3,573	11.4 %		104	25.4 %
奈 良		104	932	11.2 %		21	20.2 %
和歌山		129	778	16.6 %		25	19.4 %
鳥 取		104	484	21.5 %		45	43.3 %
島 根		119	601	19.8 %		61	51.3 %
岡 山		384	1,490	25.8 %	+ 1	67	17.4 %
広 島	+ 1	344	2,341	14.7 %		133	38.7 %
山 口		111	1,062	10.5 %		37	33.3 %
徳 島	+ 1	106	851	12.5 %		14	13.2 %
香 川		95	1,094	8.7 %		18	18.9 %
愛 媛		167	1,188	14.1 %	+ 1	41	24.6 %
高 知	- 1	139	622	22.3 %		28	20.1 %
福 岡	+ 1	470	3,662	12.8 %	- 1	152	32.3 %
佐 賀	- 1	182	581	31.3 %		38	20.9 %
長 崎		251	859	29.2 %		42	16.7 %
熊 本		229	1,401	16.3 %	+ 1	99	43.2 %
大 分		157	903	17.4 %		38	24.2 %
宮 崎		116	1,003	11.6 %		50	43.1 %
鹿児島	- 3	308	1,243	24.8 %		82	26.6 %
沖 縄		192	1,284	15.0 %		63	32.8 %
計	+ 1	14,775	100,916	14.6 %	+ 7	4,199	28.4 %

※建築士事務所登録数は平成30年4月1日時点の数字である。